



2020年5月20日

各 位

会 社 名 株式会社アプラスフィナンシャル
代 表 者 名 代表取締役社長 清水 哲 朗
(コード番号 8589 東証第一部)
本 社 事 務 所 東京都千代田区外神田三丁目 12 番 8 号

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年5月20日開催の当社取締役会において、定款の一部変更について、本年6月25日開催予定の第65回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

2019年5月30日にその発行済株式数のすべてを消却したD種優先株式については、関係条文を削除するほか所要の変更を行い、H種優先株式については、現在の発行済株式数に合わせて発行可能種類株式総数を減ずるものであります。また、発行可能種類株式総数の変更に合わせて、発行可能株式総数の変更を行うものであります。

(現行定款第12条の2削除、変更定款案第6条、第7条及び第12条の2乃至第12条の3)

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程 (予定)

定時株主総会	2020年6月25日
定款変更の効力発生日	2020年6月25日

以 上

本件に関する報道機関からのお問い合わせ先 総合管理部 (企業戦略) TEL 03-6630-3933 谷
本件に関する株主様からのお問い合わせ先 総合管理部 (総務) TEL 03-6330-3902

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,955,250,000株</u> とする。	第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,939,250,000株</u> とする。
第7条 (発行可能種類株式総数) 当社の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 1. 普通株式については 3,914,000,000株 2. B種優先株式については 2,500,000株 3. <u>D種優先株式</u> については <u>8,500,000株</u> 4. H種優先株式については <u>30,250,000株</u>	第7条 (発行可能種類株式総数) 当社の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 1. 普通株式については 3,914,000,000株 2. B種優先株式については 2,500,000株 (削除) 3. H種優先株式については <u>22,750,000株</u>
第 2 章 の 2 優 先 株 式	第 2 章 の 2 優 先 株 式
第12条の2(D種優先株式) 第12条の3(H種優先株式) (省略) (H種優先配当金) 1. 当社は、第38条第1項に定める期末配当を行う場合、 毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されて いるH種優先株式を有する株主(以下「H種優先株主」 という。)又はH種優先株式の登録株式質権者(以下「H 種優先登録株式質権者」という。)に対し、毎事業年度末 日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株 主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくは B種優先登録株式質権者又は当社の発行するその他 のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式を除く。以 下、上記普通株式及びD種優先株式を除く種類株式を総 称して「H種優先株式に劣後する株式」という。)を有する 株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本 項第2号に定める金額の期末配当(以下「H種優先配当 金」という。)を行う。ただし、本条第4項に定めるH種優先 中間配当金が支払われた場合には、本号のH種優先配 当金の支払いは、H種優先中間配当金を差し引いた額に よる。 ② (省略) 2.~13. (省略)	(削除) 第12条の2(H種優先株式) (現行のとおり) (H種優先配当金) 1. 当社は、第38条第1項に定める期末配当を行う場合、 毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録され ているH種優先株式を有する株主(以下「H種優先株主」 という。)又はH種優先株式の登録株式質権者(以下「H 種優先登録株式質権者」という。)に対し、毎事業年度末 日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株 主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくは B種優先登録株式質権者(以下、上記普通株式及びB種 優先株式を総称して「H種優先株式に劣後する株式」とい う。)に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当(以 下「H種優先配当金」という。)を行う。ただし、本条第4項 に定めるH種優先中間配当金が支払われた場合には、 本号のH種優先配当金の支払いは、H種優先中間配当 金を差し引いた額による。 ② (現行のとおり) 2.~13. (現行のとおり)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第12条の4(優先順位)</p> <p><u>D種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はB種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとする。D種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。</u></p>	<p>第12条の3(優先順位)</p> <p>H種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はB種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとする。</p>